

第3章 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

施策 3-1 誰もが元気で健やかに暮らせる まちづくりの推進

■■現状と課題 ■■

- 本市の死因別死亡状況は、平成2年から20年以上悪性新生物（がん等）による死亡者が常に1位であり、これを含め心疾患や肺炎、脳血管疾患は上位3位までが上位を占めています。これらの原因となる生活習慣病を予防するため、早期発見・早期治療に向けて特定健診やがん検診の受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の高揚を図る必要があります。また、山形大学医学部の研究によると、本市の1日の塩分摂取量は全国平均を上回っており、年齢とともに摂取量が増加傾向にあります。
こうした本市の現状を踏まえ、市民の健康保持に関する様々な取組を推進していく必要があります。
- 予防接種は、社会全体への感染を防止し、個人の健康を維持・管理していく上で重要な役割を担っています。今後も、予防接種に関する正しい情報の提供と知識の普及、予防接種を受けやすい体制づくりを進める必要があります。
- 現在、保健・医療・福祉の取組は、それぞれの制度に基づいて実施されていますが、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化等に対応し、できる限り住み慣れた地域や家庭で健康な生活を送ることができるようになるためには、相互に連携し、地域全体で市民の健康を支えていく体制をつくる必要があります。
- 健康で過ごすことのできる期間を長く保つためには、市民が個々のライフステージに応じて心身の健康を保持することはもちろん、行政が、教育、文化、産業、環境等のあらゆる施策において市民の健康増進に寄与することに視点を置き、市民、事業者、地域団体等と一体となって健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に取り組む必要があります。
- このような中、本市では、市民誰もが健康で明るく元気に生活することができる社会の実現に向け、令和元年12月に健康長寿のまちづくり推進条例を制定し、からだとこころの健康、歯及び口腔の健康、運動や休養の促進、食生活の改善及び高齢者の健康づくり等、健康長寿のまちへ向けた取組を実施しています。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

市民一人ひとりがいきいきと暮らし、食や運動を通した健康への意識が高い、全ての市民が健康で明るく元気に生活を送ることができる健康増進長寿のまちを目指します。

市民の健康づくりのため、健康意識の高揚を促進するとともに、「食」「運動」「健(検)診受診率の向上」への取組みを推進します。特定健診とがん検診の受診率向上を図ります。また生活習慣予防と感染型予防を推進し、市民の健康維持を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-1-1 健康意識の高揚からだの健康づくり

担当課：健康課、高齢福祉課、農林課、学校教育課

- 食育の推進や健康教室等を充実させ、健康への意識付けを推進します。
- 個人の健康づくりを支援し、健康への意識を高めるとともに、既存の地域組織等との連携を深め、市民の健康づくりを推進します。
- 健診等の必要性について啓発し、受診率向上を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療に努め、市民の健康づくりを推進します。
- がん予防、生活習慣病予防、感染症予防、フレイル（※）予防及びからだの健康の保持に関する知識の普及及び啓発を行います。
※フレイル：「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語
- 生活習慣病等の早期発見、早期治療及び重症化予防を図るため、がん検診その他の検診、健康診査、保健指導の受診促進など保健事業を推進します。
- 喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響についての知識の普及及び啓発を行うとともに、受動喫煙の防止に関する取組を促進します。

3-1-2 生活習慣病予防の推進こころの健康づくり

担当課：健康課、社会教育・体育課

- 食生活改善や健康的な生活習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の重症化を防ぐ対策を推進します。
- 生涯スポーツやレクリエーションの普及を推進するなど、健康維持活動を推進します。
- こころの健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うとともに、こころの健康づくりに係る支援の充実及び相談体制の整備を図ります。
- 自殺の予防を図るため、ライフステージに応じた情報提供、相談及び支援を行います。

3-1-3 感染症予防の推進歯及び口腔の健康づくり

担当課：健康課、高齢福祉課、社会福祉課

- 予防接種の励行及び接種率の向上を目指し、対象者への周知徹底や啓発活動等、感染症予防の体制づくりを推進します。
- 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発活動を推進します。
- 障がい者、介護を必要とする高齢者や特に支援を要する者への歯科健診、歯科医療など歯科保健事業を推進します。
- ライフステージに応じた効果的な歯科疾患の予防、歯周病健診及び歯科健診の実施並びに受診の促進、口腔機能の維持向上に向けた取組を推進します。

3-1-4 健康推進体制の整備食生活の改善

担当課：健康課、農林課、学校教育課

- 保健師等の個別訪問や健康教室等の地区活動を推進することにより、医療、福祉、介護等の相談体制を強化し、地域での健康推進体制を整備します。
- 米沢栄養大学の健康と栄養に関するシンクタンク機能を活用して効果的な食育の推進、生活習慣病の発症予防と重症化予防等の保健活動を推進します。
- 望ましい食習慣の形成を図るため、必要な教育並びに知識の普及及び啓発を行います。
- ライフステージに応じた適切な量の食事及び栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及及び啓発を行います。
- 適切な塩分を摂取するための啓発活動を推進するとともに、本市で生産された農産物による地産地消を考慮した栄養指導や栄養の改善に関する取組みを推進します。

3-1-5 運動その他の身体活動の推進、休養等

担当課：健康課、スポーツ課

- 運動やその他の身体活動を促進するため、本市の自然環境を活用した運動の普及及び啓発の取組みに努めるとともに、必要な環境整備を推進します。
- 生涯スポーツやレクリエーションの普及、「歩く」を取り入れる健康づくりを推進するなど、健康維持活動を推進します。
- 心身の健康の保持及び増進に取り組むことができるよう、適切な休養及び睡眠に関する知識の普及及び啓発を行います。

■主な事業：がん検診事業、健康のまちづくり推進事業、特定健康診査・特定保健指導事業、食育推進事業、市民健康づくり運動推進事業、感染症予防事業

■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■

- ・(市 民) 定期的に健診を受けましょう。
- ・(市 民) バランスの良い食事や適度な運動を心がけ健康づくりに努めましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 <u>(R2)</u>	後期目標値 <u>(R7)</u>	担当課
1	特定健診受診率	H25 R1	30.1% 45.2%	60.0%	60.0%	健康課
2	予防接種率(麻しん・風しん)	H25	93.9%	98.0%		健康課
2	胃がん検診受診率	H26 R1	17.7% 18.2%	50.0%	50.0%	健康課
3	大腸がん検診受診率	H26 R1	26.5% 27.6%	50.0%	50.0%	健康課
4	肺がん検診受診率	H26 R1	25.7% 28.2%	50.0%	50.0%	健康課
5	子宮頸がん検診受診率	H26 H30	29.7% 27.5%	50.0%	50.0%	健康課
6	乳がん検診受診率	H26 H30	27.6% 24.0%	50.0%	50.0%	健康課
7	健康教室受講者数	H25	1,175人	2,000人		健康課
7	後期高齢者健康診査受診者数	R1	1,604人	1,806人	2,300人	健康課

施策 3-2 安心して生み育てることができるまちづくりの推進

■■現状と課題 ■■

- 全国的に少子化が進展する中で、本市においても合計特殊出生率が平成 25 年に初めて全国平均を下回り、は、1.41（平成 29 年）と、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）である 2.06（平成 29 年）を下回り、年間出生数も 600 人程度と年々減少傾向が見られ、少子化が進展しています。今後も少子化の傾向はますます強まっていくと考えられます。
このような中、未婚化、晩婚化等により、結婚支援対策の推進や不妊治療を必要とする夫婦への支援が求められているとともに、共働き夫婦の増加により、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 社会全体を見ても、社会経済の不安や未婚化、晩婚化といった結婚観の変化や、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域関係の希薄化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 全国的に見ると、現在の子どもを取り巻く環境は、地域関係の希薄化や核家族化、家庭環境の多様化・複雑化が進むことにより、子育てへの不安や孤立感を抱える家庭も少なくないことから、子育ての不安を取り除き、孤独感を和らげながら、親としての成長を支援することも重要となってきます。
- 本市では、妊娠期から一貫した母子保健サービスや、就学前の子どものための教育・保育サービスの実施や、各種健診、母子保健、予防接種等の保健サービスの実施とともに、福祉医療制度の拡充や病児保育の開始等、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいますが、今後の本市の出生数の減少を見据えた上で、保育機能の確保が課題となっています。また、子ども・子育て支援新制度により、認定こども園の普及が図られることから、本市においても移行園に対しての支援を充実させるなどの取組が求められています。
- 本市が、小学生以下の子どもを持つ世帯を対象として実施した子育て支援に関するアンケート（令和元年 6 月）の結果を見ると、理想とする子どもの数が 3 人であるのに対し、実際に持つつもりの人数は 2 人という回答の割合が最も多く、経済的な理由を含めた様々な理由から、理想的な子供の数を持てない状況が伺えます。今後、出生数を増加させるため安心して子どもを生んでもらえるように、子育て支援医療給付の拡充、多子世帯への保育料負担軽減等子育て世代への経済的負担軽減策を講じる子育ては社会にとって重要であるとの認識に立ち、地域で子どもたちを見守り、育てていくという意識づくりや子育ては本来楽しいものであると思える子育て支援制度の充実を図るほか、子どもを望む夫婦へのサポートや、結婚支援対策を推進することが求められています。こと等により、将来親となり子どもを生み育てていく人を増やしていく

必要があります。また結婚・出産を考えるうえで、安定した雇用は不可欠であるため、若者の就労支援等にも取り組む必要があります。

- 平成 30 年 8 月から 9 月にかけて県が実施した「山形県子どもの生活実態調査」において、本県の子どもの貧困率は 16.0% と、国の貧困率（平成 28 年度調査：13.9%）を上回る結果となりました。また、この調査によれば、困窮する世帯の子どもは、経済的な不安や進学への不安などを強く感じている状況にあることから、本市においても状況を把握し、困窮する世帯の子どもを支援することが必要となっています。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

誰もが若者が安心して子どもを産み育てられ、地域の中で子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

子育て中の親が安心して働く環境の整備を進めるとともに、保育所等の充実や子育て支援体制の強化を図ります。さらに、母子保健の充実と、児童福祉やひとり親への福祉を充実させ、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、結婚や出産に結びつく支援を充実させます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-2-1 就学前の子どものための教育・保育の環境整備 担当課：こども課

- 子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園等への施設型給付費の支給や新たに認可を受け認定こども園となる幼稚園の施設整備に対する支援等のほか、認可・認定を受けるための支援を行います。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

3-2-2 子育て家庭に対する支援

担当課：こども課、健康課、社会教育・体育課

- 子育て支援医療給付事業の実施等により、子育て家庭の経済的負担軽減を推進します。
- 子育てと仕事等の両立を会員相互で支えるファミリー・サポート・センターや子育て親子の交流や集いの場を提供する地域子育て支援センターの機能の充実を図るほか、利用者支援員配置の促進を図り、地域における子育てに関する情報提供や相談体制を充実させるとともに、男性の積極的な育児への参加を促進します。ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターの機能の充実を図ることで、地域における子育て世帯の安心感を醸成します。また、子育てコンシェルジュの配置により、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結びつけるため、保護者の相談に応じ、保育サービスについて情報を提供します。
- 母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を強化します。家庭児童相談員、母子・父子自立支援員による相談体制を強化します。

- ひとり親家庭等医療給付事業、児童扶養手当の支給を行うほか、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を適切に運用します。
- ひとり親家庭への学習支援を継続して行っています。
- 家庭の状況を把握し、困窮する世帯の子どもに必要な支援を行います。

3-2-3 放課後における児童の安心・安全な居場所の整備 担当課：こども課、社会教育・体育課

- 施設の老朽化や学区によっては待機児童が発生する可能性があることから、放課後児童クラブの設置・運営者と協議しながら施設整備の支援を検討します。放課後児童クラブの施設が適正な保育環境となるための指導・監督を行います。
- 国の新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の今後のあり方について検討します。

3-2-4 安心して働ける環境の整備 担当課：こども課、商工課

- 仕事と子育ての両立支援ができる職場環境づくりの啓発活動を推進するほか、育児中や子育て後の再就職についての支援を行います。
- 事業所内保育所の設置を促進するなど、企業における子育てしやすい環境の整備に向けた取組を推進します。
- 保育所における病児保育を実施するなど、働く保護者の支援を行います。延長保育事業や一時預かり事業、病児保育事業等の子育て支援策の充実を図ることで、働く保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

3-2-5 子どもの健やかな成長に対する支援 担当課：こども課、健康課、学校教育課、社会教育課

- 乳幼児健診や相談等事業を通じ親子関係の形成、親も含めた心身の健康づくりの大切さ等情報提供を行いながら、乳幼児の健やかな発育・発達、育児不安を軽減するための支援を行います。
- 医療機関等と連携を強化し、必要時は妊娠期から支援を行い、妊娠期から出産までの切れ目ない支援を実施します。引き続き出産後は、乳児家庭全戸訪問事業等家庭訪問を通して母親に対する適切な支援を行います。子育て世代包括支援センターを中心に、医療機関等の関係機関と連携し妊娠期から子育て期まで継続した支援を行います。
- 地域、医療機関、学校等との連携を強化し児童虐待を防止するとともに、連携し、重大な児童虐待の発生を防止するとともに、虐待を受けた子どもへのケアや再発防止に向けて保護者等への支援を強化します。
- 天候にかかわらず、親子で遊べる屋内施設の整備します。

3-2-6 結婚や出産に結びつく支援 担当課：健康課、社会教育・体育課、総合政策課・農業委員会・商工課

- 結婚支援イベント等の出逢いの機会づくり事業の実施や、特定不妊治療費助成事業等により、結婚や出産に結びつく取組を推進します。特定不妊治療費・一般不妊治療費助成事業、若者への就労支援等により、結婚や出産に結びつく取組を推進します。

■主な事業：子育て支援医療給付事業、子育て援助活動支援事業、民間施設整備事業、放課後子ども総合プラン事業、地域子ども・子育て支援事業、屋内遊戯施設整備事業、特定不妊一般不妊治療費助成事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) 男女が共同して家事や育児の役割を担いましょう。
- ・(市民) 家庭や保護者としての役割と責任を自覚し、子育てを行いましょう。
- ・(市民) 地域の子どもたちに关心を持ち、子どもたちの健全で安全な育成に協力しましょう。
- ・(事業者) 子育てしながら安心して働く労働環境を整備しましょう。
- ・(事業者) 育児休業制度等育児を支援する制度の周知を図り、利用を促進しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 <u>(R2)</u>	後期目標値 <u>(R7)</u>	担当課
1	保育所・認定こども園 (2号認定(注1)) 利用定員数	H26 <u>R1</u>	655人 <u>1,082人</u>	970人	1,171人	こども課
2	保育所・認定こども園等 (3号認定(注2)) 利用定員数	H26 <u>R1</u>	705人 <u>847人</u>	806人	847人	こども課
3	認定こども園への移行 施設数	H26 <u>R1</u>	0ヶ所 <u>6ヶ所</u>	5ヶ所	7ヶ所	こども課
4	保育所の待機児童数 (10月1日現在)	H26 <u>R1</u>	38人 <u>30人</u>	0人	0人	こども課

(注1)保護者の就労等により日中保育を必要とする満3歳以上の児童の保育認定

(注2)保護者の就労等により日中保育を必要とする満3歳未満の児童の保育認定

施策 3-3 生きがいを持って高齢期を過ごせる 長寿のまちづくりの推進

―― ■■現状と課題 ■■ ――

- 平成 25 年 10 月 1 日時点における全国の総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合を示す高齢化率は 25.1% となっており、わが国の高齢者人口は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 3,441 万人、総人口に占める割合は 27.1% となっており、4 人に 1 人が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。一方、本市における同時点での高齢化率は国の中位を上回る 27.0% となっています。30.1% と、国の中位を上回る数値を示しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年に行った推計によると平成 32 年には本市の高齢化率が 30% を超えることが見込まれ、3 人に 1 人が 65 歳以上になることが予想されています。加えて、家族構成の変化、人々の価値観、扶養意識の変化に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれます。今後もさらに高齢化は進み、いわゆる団塊の世代すべてが後期高齢者に到達する令和 7 年には 34% に達することが見込まれ、3 人に 1 人が高齢者という時代が間近に迫っています。
- このようなことから、高齢者が住み慣れた地域で、健康で有意義に暮らすため、地域での助け合い活動の促進や在宅福祉サービスの充実を図るとともに、社会活動や生涯学習活動等を通しての生きがいづくりを推進することも必要です。また、高齢者の豊富な知識や経験を活かすため、就業機会の確保等により高齢者の社会参画を促すことも必要です。
- 今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらに認知症高齢者の増加が見込まれている中で、個別訪問や介護予防等、様々な生活支援の体制整備が必要となりますが、行政サービスだけでは対応できないため、地域の支え合い体制づくりの推進が必要となります。また、高齢者が地域社会で活躍していくために、生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の生きがいづくりを推進するとともに、高齢者自身が地域社会の支え手となれるよう、意識啓発と社会参加推進を促すことが必要です。
- 介護保険制度については、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、介護給付等対象サービスの充実をはじめ、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、生活支援サービス、介護予防の取組を推進するとともに、介護が必要となった高齢者に対し適切な支援を行っていくため、円滑な運営を推進する必要があります。
- また本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の中核機関として地域包括支援センターを設置し、必要な支援を実施していますが、住民主体の取組とするため、関係者と連携し多方面から地域全体へ働きかける仕組みづくりを行う必要があります。さらに、いきいきデイサービス事業等を通じ、介護の認定を受けていない人を対象に動作の訓練や食事、語らいの機会を通じた、身体機能の維持・改善に努めるなど、既存の事業内容を充実させながらフレイル（※2P 参照）予防にも取り組んでいます。

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。

高齢者の生きがいづくりや社会参加への支援を促進するとともに、高齢者福祉の充実を図ります。また、介護保険の充実を図り、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-3-1 社会参加と生きがいづくりへの支援 担当課：健康課、高齢福祉課

- 高齢者の知識や経験を活かすこと等により、高齢者の就業機会の確保やボランティア活動への参加を促進します。高齢者の知識や経験を活かした地域での就業機会等の確保を図り、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ります。
- 健康づくりのためのスポーツ活動への参加を促進します。健康づくりと参加者の交流を目的として、老人体育レクリエーション大会等のスポーツ活動参加を促進します。
- 高齢者向けの学習や発表の機会を充実させるとともに、子どもと高齢者や高齢者同士の交流活動の促進等により、生きがいづくりを支援します。

3-3-2 地域で暮らすための支援 担当課：健康課、高齢福祉課

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康で有意義に暮らすため、地域包括支援センターの機能充実を図り、介護、予防、医療、生活支援等のサービスが包括的、継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を推進します。高齢者が自らの心身の状態に応じた健康づくりやフレイル（※2P 参照）予防を実践できるよう必要な施策に取り組むと共に、高齢者が住み慣れた地域で、健康で有意義に暮らすため、地域包括支援センターの機能充実を図り、介護、予防、医療、生活支援等のサービスが包括的、継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。
- 一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるように、を地域で支えあう仕組みづくりを推進します。地域全体で見守り、気づき、支えあうための仕組みづくりを推進します。
- 成年後見制度の啓発活動及び後見人の育成を推進します。するための体制を整備します。
- いきいきデイサービス事業や住民主体の通いの場での運動器機能、栄養改善や口腔機能向上等の介護予防に加え、生活習慣の見直しや、その他多様な活動によるフレイル（※2P 参照）予防を推進します。
- 認知症になっても安心して暮らしていくよう、医療、介護及び生活支援等の連携した効果的な支援体制を構築します。

3-3-3 介護保険制度の円滑な運営

担当課：高齢福祉課

- ケアマネジャーや介護職員等の能力向上に向けた研修会や、介護予防教室の開催等により介護予防を推進し、保険給付と負担の均衡を確保し健全な財政運営を推進します。
- 介護サービスの質の向上を図るとともに、相談体制を強化します。

■主な事業：生きがいと創造の事業、介護予防・日常生活支援総合事業、(仮称)置賜成年後見センター設立検討事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(高齢者) 自らの知識や経験を活かしたボランティア活動等に参加しましょう。
- ・(市民) 隣近所の高齢者への声掛けや見守りを行いましょう。
- ・(市民) 常に健康の保持増進に努めましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 <u>(R2)</u>	後期目標値 <u>(R7)</u>	担当課
1	シルバー人材登録者数	H26 <u>R1</u>	449人 <u>376人</u>	600人	571人	高齢 福祉課
2	老人クラブの加入者数	H26 <u>R1</u>	1,804人 <u>1,213人</u>	2,100人	1,600人	高齢 福祉課
3	通所型・訪問型介護予防事業によるプログラム参加者数 (二次予防げんき塾)	H26	226人	265人		高齢 福祉課
3	通所型・訪問型介護予防事業によるプログラム参加者数 (短期集中訪問・通所)	<u>R1</u>	14人	=	25人	高齢 福祉課

施策 3-4 誰もが自立を目指せる環境の整備

■■現状と課題 ■■

- 近年の高齢化の進展に伴い、高齢期における障がい者が増加するとともに、家族構成の変化や人々の価値観の変化等によって家族の介護力の低下が指摘されています。
- 障がい者の社会参加と自立を促進するためには、障がい者の権利を尊重しながら、生活環境の整備や相談・就労支援等の各種施策を関係機関と連携して進めることにより、社会参加を制限する様々な障壁を解消する必要があります。また、スポーツや生涯学習活動への参加や地域での助け合い活動を促進し、障がい者が自分らしくいきいきと暮らせる社会を構築する必要があります。
- 障がいのある人と障がいのない人が分け隔てなく、共に社会を構成する一員として等しく社会に参加できる環境をつくるため、障がい者についての理解を深めるための福祉教育の充実やボランティア活動に関する情報提供を充実させることも必要です
- 障がいのある人も障がいのない人も、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現する必要があります。しかし、障がいのある人は、その心身機能の特性により日常生活において何かしらの支援が必要となる場合が少なくありません。また、障がいのある人への理解が十分でないことから、施設の利用、イベントや行事の参加等において制限を受けてしまう状況も見受けられます。
- 障がいのある人が自分らしく社会で暮らすことができるようになるには、障がいのある人を理解し、尊重しながら、障害福祉サービスの提供や日常生活における支援を行うとともに、障がいのある人が日常生活において積極的に社会に関わっていくための環境を整備することが必要です。
- 本市では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に向け、平成 31 年 4 月に「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行しました。その理念に基づき、市民の障がい者への理解を深め、差別の解消と合理的配慮を推進するとともに、差別解消に向けた周知啓発事業、障がいのある人の就労支援、意思疎通支援、相談体制の整備を進めています。
- ひきこもりに関する対応は、市の様々な相談窓口や民間団体等が担っていますが、近年 8050 問題（※1）など、複雑・多様化し、1 つの機関だけでは対応が困難な状況になっています。複数機関の連携や、伴走型支援（※2）等の対策基盤整備が必要です。

※1 8050 問題：子供のひきこもりが長期化し、親が高齢になった末に、介護や困窮など複合的な課題を抱えるようになること

※2 伴走型支援：支援者が一対一で対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援する支援モデル

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

障がい者が地域で自立して暮らせるまちを目指します。

障がい者の社会参加と自立の促進を支援するとともに、障がい者福祉の充実を図ります。また、福祉意識の向上を図り、障がい者が住みよいまちづくりを推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-4-1 自立に向けた就労支援・社会参加支援

担当課：社会福祉課、商工課、スポーツ課

- ハローワークや企業等と連携した障がい者就労機会の確保や、本市における障がい者就労施設等からの物品調達方針の一層の推進を図るほか、企業や一般市民への広報活動を展開し、福祉的就労に関する理解の促進とサービスの充実を図ります。
- 障がい者における社会参加支援では、文化、スポーツ、レクリエーション活動等への参加を促し、生きがいある生活を送ることができるよう支援体制の充実及び人材の育成を図ります。
- 障がいに応じたサービスや自立に向けた支援についての相談体制を強化します。
- 障がいのある人を支援するため、手話奉仕員等の育成を推進します。
- 日常生活用具や補装具の支給や貸与を推進します。

3-4-2 障がい者福祉の充実

担当課：社会福祉課

- 在宅福祉サービスを充実させるとともに、通所型サービス提供施設等の福祉施設の整備を促進します。
- 障がいのある人に対して、必要な情報をわかりやすく提供します。
- 総合療育訓練センターの機能を有する機関療育・訓練機能を有するセンターの誘致や、障がい児（発達障がいも含む）に対するサービスの機能充実及び強化を推進します。
- 児童発達支援センターを設置し、障がいのある子どもとその家族の様々な相談に対応するとともに、保育園や幼稚園等に対し、個別の対策方法等について援助・助言等を行うことにより、共生社会の実現を図ります。

3-4-3 福祉意識の向上

担当課：社会福祉課

- 障がいのある人への市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

3-4-4 ひきこもりに関する支援

担当課：社会福祉課

- ひきこもり支援の基盤を整備し、ひきこもり状態にある人の個々の課題解決を図ります。

■主な事業：障がい者自立支援給付事業、地域生活支援事業、障がい児通所支援事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・(市民) 障がいのある人への理解を深めましょう。
障がいについて学んだり、障がいのある人と一緒に活動したりして理解を深めるとともに、障がいのある人が困っている時には声をかけましょう。
- ・(事業者) 障がい者を積極的に雇用しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	就労支援による一般就労者数	H26 H29	7人 8人	22人	25人	社会福祉課
2	障がいのある人への偏見や差別 又は配慮のなさがあると思う 市民の割合	H26 H28	67.5% 48.6%	30.0%	20.0%	社会福祉課
3	グループホームの利用者数	H26 R1	97人 152人	105人	180人	社会福祉課

施策 3-5 身近な支え合いのあるまちづくりの推進

■■現状と課題 ■■

- 少子高齢化や都市化、核家族化の進展、人々の価値観の多様化等によって、地域における共同体意識が希薄化し、社会から孤立してしまう人が増え、ひきこもりや孤独死が発生するなど、地域での助け合いや支え合いの機能が低下してきていると言われています。少子高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、地域だけでなく、家族間の繋がりが希薄化し、地域コミュニティの衰退や社会的な孤立といった問題が顕在化しています。
- 一方で、地域の生活課題や福祉へのニーズは、多様化、重層化し、公的な福祉サービスの提供だけで対応することは困難になってきていることから、市民一人ひとりが地域福祉に関わっていく仕組みづくりを進めるとともに、地域団体、福祉事業者、行政等がそれぞれに担うべき役割を明確にしながら、連携して地域福祉活動に取り組むことが求められています。
- 一方で、市民が抱える生活課題は、複合化・複雑化しており、既存の縦割りの制度では解決が困難なケースが増加していることに加え、ひきこもりやごみ屋敷問題など、新たな生活課題が生じています。また地域では、民生委員・児童委員や保護司などの欠員が深刻化しており、「身近な地域での支え手」不足が問題となっています。とりわけ、若年層の地域への関心度が低く、地域活動に関わる人の高齢化が進んでいます。
- このため、福祉活動に関する情報提供等により地域における福祉意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動の拠点となる場づくりの支援や社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、地域内の自治組織、ボランティア団体等の連携を促し、課題解決のための地域福祉のネットワークを拡充するほか、地域福祉活動を推進する担い手を養成する必要があります。
- このような中、市民一人ひとりが、自分や家族が住む地域や福祉について意識・関心を高め、地域の課題を「我が事」として捉え、お互いに支え合おうとする地域福祉意識の醸成を図ることが必要とされています。市では、各種情報の発信や多様な市民が交流できる場や居場所づくりを進めると共に、複雑・多様化する生活課題に対応するため、世帯の問題を包括的に受けとめる「断らない総合相談体制」の構築や地域で課題を解決する仕組づくりに取り組んでいます。

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

市民一人ひとりが地域の一員として他人を思いやる心を高め、共に助け合い、支え合うまちを目指します。

地域における福祉意識の醸成を図りながら、地域福祉活動の場を整備するとともに、地域における活動を支援します。また、地域福祉活動の担い手となる人材や団体の育成や支援体制の整備に努め、福祉サービスの向上を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-5-1 地域福祉活動の担い手となる人材や団体の育成

担当課：社会福祉課、
高齢福祉課、社会教育課、
学校教育課

- 地域福祉活動の担い手となる人材や団体を育成するための研修や活動への参加機会をつくるとともに、協働により福祉活動を行うための住組みづくりを推進します。
関係団体と連携し、地域福祉活動を推進します。
- 福祉に関する学習会や講習会のを開催やし、学校における教育活動の中で、福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成します。

3-5-2 地域福祉活動の場の整備

担当課：総合政策課、社会福祉課、都市整備課

- 地域福祉活動の場として空き家、空き店舗等の活用を検討します。

3-5-3 地域福祉活動の推進と活動団体への支援

担当課：社会福祉課

- 民生委員・児童委員やボランティア等の地域福祉活動団体の活動を支援します。
- 災害が発生した際に自力で避難することが困難で、地域での支援が必要な方々に対し、地域における日頃の見守り活動を推進します。

■主な事業：市民福祉大会の開催、避難行動要支援者支援事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市 民) 地域福祉活動に積極的に関わりましょう。
- ・(市 民) 福祉に関する学習会や講習会に積極的に参加しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	社会福祉協議会が設置するボランティア登録者数	H26 R1	1,089人 1,374人	1,150人	1,600人	社会 福祉課

2	社会福祉協議会が設置する ボランティア登録団体数	H26 <u>R1</u>	68 团体 <u>63 团体</u>	75 团体	<u>65 团体</u>	社会 福祉課
3	福祉協力員設置数	H26	1,776 人	1,820 人	<u>二</u>	社会 福祉課

施策 3-6 適切な医療を受けられる環境の整備

■■現状と課題 ■■

- 本市を取り巻く地域医療体制については、全国や県と比較しても人口規模に対しての医療機関数は少なく、医師及び看護師も少ない状況にあります。引き続き、かかりつけ医の普及や地域の医療機関の連携を推進するなど地域医療体制の強化と救急医療の充実を図る必要があります。
- 本市の地域医療においては、医師や看護師数等の医療従事者が不足し、医療現場の負担が増加していますが、かかりつけ医の普及を推進し、地域医療機関相互のネットワークを活用しながら、地域医療連携を進めています。
- 市立病院が地域の中核的な病院基幹病院として地域住民の期待に応え、良質な医療を継続的に提供していくために必要な医師や看護師等の人材確保や、老朽化・狭隘化した病院の建替えを含め高度医療機器の導入等、市立病院の機能充実を図っていく必要があります。
- 市立病院は、地域の基幹病院として、救急医療等の地域に不可欠な政策医療等を提供する役割を担っていますが、現在の建物は、老朽化・狭隘化により高度化・多様化する医療への対応が難しく、外来棟・管理棟は耐震化への対応も必要となっています。地域の基幹病院として、高度化・多様化する医療への対応や地域住民が必要とする政策医療等の提供を維持し、大規模災害などにも対応していくためにも、新病院を建設する必要があります。
- 本市の救急医療は、市立病院と三友堂病院を中心となり担っていますが、両病院共に医師不足・高齢化により救急医療の維持が厳しい状況にあり、本市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のために、両病院の機能分化・医療連携の実現に向けて取り組んでいく必要があります。また、輪番制による救急医療体制や平日夜間・休日診療所における一次救急についても、新病院の建設に向けて検討していく必要があります。
また、地域住民の期待に応え、良質な医療を継続的に維持していくために、引き続き、医師、看護師、薬剤師等の人材を確保していく必要があります。

■■ 施策の目指す姿 ■■

安心して住み慣れた地域で医療を受けることができるまちを目指します。

かかりつけ医の普及や地域の医療機関の連携を推進するなど地域医療体制の強化と救急医療の充実を図るとともに、地域の救急医療を含めた急性期医療を維持・強化するために市立病院と三友堂病院との機能分化・医療連携を進めていきます。中核的な病院として市立病院の機能充実と経営基盤を強化します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-6-1 地域医療体制の強化

担当課：健康課、市立病院地域医療連携室、医事課

- かかりつけ医の普及を推進するとともに、置賜地域医療情報ネットワークシステム（OKI-net）等の医療情報ネットワークを推進すること等により、他の医療機関や福祉・介護施設との連携を強化します。
- 周産期医療や母子救急医療体制を強化します。今後の稼働が検討されている「全国的な保健医療情報ネットワーク」の活用も視野に入れながら、周産期医療や母子救急医療体制を強化します。

3-6-2 市立病院の機能充実

担当課：市立病院総務課

- 老朽化の進む病院施設の建替事業を推進するとともに、必要な医療機器の整備を図るほか、患者の診療ニーズに対応した診療科の設置を推進します。本市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のため、市立病院と三友堂病院との機能分化・医療連携を進めながら、現在の市立病院敷地内に両病院の新病院を併設・接続する形で、令和5年度の同時開院を目指します。
- 大学医局への派遣依頼、医学生及び看護学生に対する奨学資金貸付制度の継続等に取り組み、医師及び看護師の人材確保を推進します。薬剤師に対する奨学資金返還支援等に取り組み、医師等の医療従事者の確保を推進します。
- 米沢市立病院中長期計画の適切な見直しを実施し、健全経営を推進します。新病院建設計画を着実に実行していくために経営の健全化を推進します。
- 地方独立行政法人への移行を含めた経営形態を検討します。を検討します。

3-6-3 救急医療の充実

担当課：健康課、市立病院総務課

- 休日や夜間の病院群輪番体制の維持とともに、平日夜間・休日診療所を運営します。また、新病院開院後の一次救急体制を整備します。
- 入院や手術を要する重症の救急患者の受け入れ体制の拡充を推進します。新病院での24時間365日の救急医療体制を見据え、入院や手術を必要とする救急患者の受入体制の拡充を推進します。

■主な事業：市立病院建替建設事業、医師・看護師等の人材確保

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ・(市民) 緊急でない場合は診療時間内に受診しましょう。
- ・(市民) 健（検）診を受診し、自己の健康管理及び健康づくりを心掛けましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 <u>(R2)</u>	後期目標値 <u>(R7)</u>	担当課
1	開業医と市立病院の連携が図られている割合(紹介率)	H26 <u>H30</u>	44.0% <u>47.5%</u>	48.0%	55.0%以上	市立病院 地域医療連携室
2	開業医と市立病院の連携が図られている割合(逆紹介率)	H26 <u>H30</u>	62.1% <u>77.3%</u>	65.0%	75.0%以上	市立病院 地域医療連携室

施策 3-7 社会保障制度の安定運営

■■現状と課題 ■■

- 本市における生活保護世帯数は、平成 23 年度をピークに若干減少傾向となっていますが、その内訳を見てみると、近年、高齢者世帯と稼働年齢層世帯の割合が高くなっていますことから、生活保護の運用においては、経済的・精神的自立の助長を図るために、経済的援助のほか、在宅対策・介護サービス等を活用して支援の充実を図り、日常的にきめ細かく適切な助言指導を行う必要があります。
- 本市の生活保護世帯数は、平成 23 年度をピークに減少していますが、平成 30 年の保護率は、9.4%と山形県平均値を上回っています。引き続き、保護を必要とする方への支援を行いながら、年齢や状況に応じた就労支援による生活自立の早期達成や、健康の維持・増進等を推進し、扶助費の適正化・効率化を図る必要があります。
また、生活困窮者からの複雑化・多様化する相談に適切に対応するべく、専門的・多角的な支援体制の充実を引き続き進めるとともに、その方の状況や要望に沿った計画策定と適切な支援の実施が必要とされています。
- 国民健康保険は、加入者の健康の保持増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っていますが、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、加入者一人当たりの総医療費は増加傾向にあります。一方、国民健康保険税は加入者の減少により増収を見込めず、国民健康保険の財政運営は大変厳しい状況になっています。このため、健全な財政運営に努めながら制度を適切に運営していくとともに、国民健康保険に対する市民の理解を得るために広報活動にも取り組む必要があります。また、平成 30 年度から都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになったことから、新制度への対応の準備も進める必要があります。
国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っていますが、高齢化により一人あたりの医療費が増加傾向であるとともに、被保険者数の減少により、納付金の財源となる税収の確保が難しくなっています。平成 30 年度の制度改正により、山形県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、県内の市町村で支え合う仕組みになったことから、医療費抑制に向け、健康保持のための取り組みを行うとともに、制度の理解促進のため、市民に対する広報活動を引き続き行う必要があります。
- 後期高齢者医療制度については、山形県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の適正な運営に努めるとともに、引き続き制度の周知を図る必要があります。
- 国民年金については、少子高齢化が進展する中にあって高齢者の生活基盤を支える主要な社会保障制度であることから、市民の年金受給権の確保に向け広報活動や相談業務に一層努めていく必要があります。

■■■ 施策の目指す姿 ■■■

各種社会保険制度が適正に運営され、市民に公平な負担と給付がなされているまちを目指します。

低所得者福祉の充実を図るとともに、国民健康保険制度の適正な運営を推進します。さらに、国民年金制度の周知を図り社会保障制度の適正な運営を推進します。

■■■ 施策での取組 ■■■

3-7-1 低所得者福祉の充実

担当課：社会福祉課

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援事業を推進します。
- 生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、就労による自立支援を推進します。

3-7-2 国民健康保険制度等の適正運営

担当課：国保年金課、健康課、納税課

- 制度の啓発活動とともに、被保険者の健康保持増進に向けた保健事業を推進します。
- 保険給付と負担の均衡を確保し健全な財政運営を推進します。

3-7-3 国民年金制度の周知

担当課：国保年金課

- 国民年金制度の広報啓発活動を推進します。

■主な事業：生活困窮者自立支援事業、特定健康診査・特定保健指導事業

■■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■■

- ・(市民) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を適正に納めましょう。
- ・(市民) 健康管理に心がけ、適切に医療機関を利用しましょう。

■■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	国民健康保険税収納率	H26 H30	92.26% 94.55%	93.76%	94.60%	納税課
2	後期高齢者医療保険料収納率	H26 H30	99.53% 99.63%	99.65%	99.70%	納税課